



島根県報

平成28年2月2日（火）

第2,772号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
農用地利用配分計画の認可	(農 業 経 営 課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
解除予定保安林	(")	3
保安林予定森林（2件）	(")	3
解除予定保安林	(")	4
保安林の指定	(")	4
島根県立東部高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(雇 用 政 策 課)	5

【公 告】

農用地利用配分計画の認可の申請（2件）	(農 業 経 営 課)	5
公共測量の終了	(技 術 管 理 課)	6

【正 誤】

平成27年12月1日付け島根県報第2,756号中	(森 林 整 備 課)	7
平成23年3月31日付け島根県報号外第67号中	(人 事 委 員 会)	7

告 示

島根県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション デューン松江	松江市東津田町1044-1 キャッスルー里塚103号	平成28年1月1日

島根県告示第75号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
須谷 昭美	出雲市島村町228	出雲市島村町372外3筆
塩野 一男	出雲市宇那手町95	出雲市稗原町字大坪1903-3外5筆
農事組合法人 農三	出雲市東福町1611-2	出雲市東郷町47-1外4筆
足立 優	出雲市大社町入南979	出雲市大社町菱根字楯石641-1外2筆
若槻 博美	出雲市矢尾町306	出雲市里方町字八石原4-6外3筆
栗原 元一	出雲市大社町修理免571-3	出雲市大社町中荒木字中筋812外4筆
神田 伯	出雲市浜町1548	出雲市浜町字島田121-1外2筆
岡 俊繁	出雲市平田町3709	出雲市灘分町1831外5筆
福間 雄二	出雲市島村町8	出雲市島村町754外2筆
農事組合法人 平田セントラルファーム	出雲市平田町4748	出雲市平田町字新田5023外39筆

2 認可年月日

平成28年2月2日

島根県告示第76号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町田津604-1、604-7、605-2、605-5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第77号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

大田市静間町字三ノ谷奥1804-15・1804-22（以上2筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第78号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市鍋石町620-1、620-6、620-7、620-21

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第79号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田市大森町字休谷元寶珠寺上エホ239-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第80号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町都万南谷826-3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
出雲市多伎町奥田儀1423-1、1424-5
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第82号

島根県立東部高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成18年島根県告示第138号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

第2条第2項に次の1号を加える。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

第3条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（この項の規定により申請する日（以下「申請日」という。）前3月以内に発行されたものに限る。）

(5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

第4条第2項第1号を次のように改める。

(1) 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の平均売上額

附 則

この告示は、平成28年2月2日から施行する。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 鹿子原	邑智郡邑南町矢上3289-2	邑智郡邑南町矢上3355外89筆

竹谷 修一	松江市八束町入江283	松江市八束町入江字柳上947-1外2筆
野津 喜洋	松江市福富町78	松江市福富町364
カンドーフーム株式会社	松江市古曾志町307-1	松江市古曾志町852外3筆
井上 幹雄	松江市鹿島町北講武303	松江市鹿島町北講武字八ヶ坪107
野津 毅	松江市大井町450	松江市西尾町字円流寺沖1199-3外2筆
角 文之助	松江市竹矢町828-1	松江市竹矢町字忠孝858外1筆
農事組合法人 明るい農村	松江市西尾町848	松江市西尾町字円流寺沖1542-6外3筆
農業生産法人 ライスフィールド有限会社	松江市下佐陀町1349	松江市荘成町58-1外9筆
森江 哲二	松江市朝酌町37	松江市西川津町字北鷺島1685
木下 博己	松江市東出雲町出雲郷1245	松江市竹矢町字スス原386外4筆
加藤 正人	松江市東出雲町下意東2433	松江市東出雲町下意東字木ノ笠2345-2
農事組合法人 ゆとりの里下古志ファーム13	松江市古志町961-1	松江市古志町874外3筆
日置 正春	松江市東出雲町須田704	松江市大草町373-1外1筆
中倉 敏彦	松江市西長江町278	松江市西長江町480-1外2筆
加藤 幸夫	松江市秋鹿町4089	松江市上大野町156-1外4筆

2 申請年月日

平成28年1月21日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
戸田 真	飯石郡飯南町野萱481	飯石郡飯南町下来島107-1外35筆

2 申請年月日

平成28年1月22日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成27年12月21日に終了した旨島根県浜田河川総合開発事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

平成27年11月9日から同年12月21日まで

3 作業地域

浜田市、益田市

正 誤

平成27年12月1日付け島根県報第2,756号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第776号中	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

平成23年3月31日付け島根県報号外第67号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から7	雲南市飯南町八神	飯石郡飯南町八神